

会 議 録

会 議 の 名 称	第47回宍粟市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和6年1月25日（木）午後1時55分～午後3時15分	
開 催 場 所	宍粟市役所3階 庁議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	黒田 茂	
委 員 氏 名	（出席者） 山國和志 中野典子 松元二三代 井上雅博 牧野修一 縣 俊孝 片山繁樹 中尾豊實 小西美穂 黒田 茂	（欠席者） 小原千種 山田博史
事 務 局 氏 名	市民生活部部长 森本和人 市民生活部次長 西岡公敬 健康福祉部次長兼保健福祉課課長 大谷哲也 保健福祉課副課長 堂田正美 税務課課長 島澤康博 税務課副課長兼債権管理室長兼係長 西岡 修 市民課課長 岡田美佳 市民課副課長 小椋容子 市民課国保係長 中田昭圭	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	【議題】 1. 協議事項 (1) 令和6年度宍粟市国民健康保険事業計画（案）について (2) 令和6年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について (3) 令和6年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問） 2. 報告事項 (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について 3. その他	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	あり	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>(1. 開会)</p> <p>定刻より少し早いですが、ただいまから第 47 回宍粟市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>会長の挨拶の前に、公益代表委員に交代がありましたので、新しい委員の紹介をさせていただきます。※委員紹介</p>
事務局	<p>(2. 会長挨拶)</p> <p>それでは次第 2、会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>本日は、第 47 回宍粟市国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。今年もよろしくお願いいたします。</p> <p>1 月 1 日に能登半島地震が起きました。1 日も早く復旧できますよう心より願っております。</p> <p>さて、昨年同様今年も政治経済、国際関係等において大変な年になりそうですが、私は地域共生社会の実現に向けた活動に取り組んでいき、国民健康保険の運営を理解し、協力することも大事なことではないかと思えます。</p> <p>本日の議事進行についてよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(3. 副市長挨拶)</p> <p>協議会の開催にあたりまして、市長からご挨拶申し上げるところですが別件公務があり、本日は副市長がご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>本日は大変お忙しい中、また大雪に見舞われたところでございますが、国民健康保険運営協議会へご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>先ほど会長からございました、1 月 1 日の能登半島地震において大変多くの方が犠牲になられ、また被災されましたこと、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。</p> <p>さて、委員の皆様には国民健康保険事業に関しまして、また市政運営についてもご理解ご協力いただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>本日は、国民健康保険税に係る税率の改正について諮問をさせていただき、併せて令和 6 年度の国民健康保険事業計画案、当初予算案、特定健診特定保健指導の実施状況についてご意見等をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(4. 副会長選出)</p> <p>続いて次第 4、副会長の選出に入ります。</p> <p>宍粟市国民健康保険条例施行規則では、公益を代表する委員から全員が選挙すると定められていますが、今回委員が 2 人交代されたこともあり、この短時間の中で選挙することは容易ではないため、公益代表の委員の皆様と事務局で協議を行い副会長の選出をさせていただきましたので、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。 《挙手多数》</p>

事務局	(5. 副会長あいさつ) ありがとうございます。それでは副会長のご挨拶をお願いします。
副会長	少子高齢化社会で、少子化については小学校の統合が進んでおり、高齢化については高齢者のひとり暮らしが増加し、見守り活動が大変重要性を増しております。 国民健康保険制度は勉強不足でございますので、制度及び運営を理解し頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
事務局	大変勝手ではございますが、副市長は別件公務のため退席をさせていただきます。※副市長退出
事務局	(会議成立報告) ここで、本日の委員の出席状況についてご報告を申し上げます。本日の出席委員数は10人です。委員定数の2分の1以上の出席がありますので、宍粟市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、この協議会が成立することを報告いたします。
事務局	(職員紹介) 続いて、次第にはありませんが職員の人事異動がありましたので、ここで紹介させていただきます。
事務局	(6. 議長選出) それでは次第6、議長選出に入ります。議長については、宍粟市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、協議会の議長は会長があたることになっておりますので、ここからの進行は会長をお願いします。
議長	(7. 会議録署名委員選出) それでは次第7、会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、会長が指名することになっておりますので、私からお二人の委員を指名させていただきます。
議長	(8. 協議事項) それでは次第8、協議事項に入ります。 (1)令和6年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について (2)令和6年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	(1)令和6年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について説明 (2)令和6年度宍粟市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について説明

議長	事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
委員	ジェネリック医薬品の差額通知は、何人ぐらいにお知らせしているのか。
事務局	通知件数は、令和4年度の実績になりますが4回実施し、478件通知しています。
委員	薬剤師会でもジェネリックの使用頻度を高めましようと言っています。
議長	5ページの特定健診受診率が令和6年度の目標が42%ですが、非常に低いと思うが例えば数値目標を90%にできないものか。特に高齢者が多くなりこの特定健診というのは非常に大事なものではないかと考えますが、いかがでしょうか。
事務局	特定健診の目標受診率は、宍粟市国保の目標率です。 特定健診と同日にがん検診の実施や後期高齢者、社会保険の被扶養者、39歳以下の方の受入れも行っています。
議長	わかりました。他にご意見ありませんか。
委員	健診については、40%前後の受診率が続いているが、個別健診が実施されていないので、新病院での実施について議論できる場があるならお願いしたい。回答は不要です。 また県支出金の特別調整交付金が増額となった理由は何か。
事務局	国から国保診療所へ交付される交付金が増加したためです。
議長	他にご意見ございませんか。
委員	個別健診について、他の自治体では実施していますが宍粟市は集団健診のみであるため、個別健診を実施するのであれば医師会の役員会で提案してみます。しかし、宍粟市はがん検診も一緒に行っているため、特定健診の受診率は兵庫県でも上位だと思う。新しい病院で個別健診ができるかという、マンパワー不足を感じる。 若い人は仕事をしている人が多いので、日程に問題があると思う。以前は自由に健診を受けることができたが、予約制となり受診できる機会が減少しているのではないかと。患者さんに聞いても以前の方が受診しやすかったと言われている。若い人に受診してもらうのであれば、土曜日とか日曜日に実施するほうが良いのではないかと。
事務局	予約制にした理由は、待ち時間が長いことにより苦情が多数あったこと、また健診受診人数が把握できないことにより、健診実施機関の職員の確保が難し

	<p>いため予約制に変更しました。日程変更も電話で受け付けを行い対応しています。</p>
議長	<p>それでは、次の議題に入ります。</p> <p>(3)令和6年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(3)令和6年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について（諮問）の説明</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>標準保険料率は上下するという説明だが、令和9年度までの標準保険料率は決まっていないのか。</p>
事務局	<p>県に現時点での令和9年度に統一した場合の保険料率を尋ねた結果、医療分については7.57%であり、保険料率は上下すると推測する旨回答がありました。</p>
委員	<p>ロードマップには記載されていないのか。</p>
事務局	<p>ロードマップを確認しましたが、年度ごとの率は示されていません。令和6年度は診療報酬の改定等もあるため、県もその動向を踏まえて保険料率を示すでしょうが、年度ごとの保険料率をロードマップに示すと、各市町はそれに合わせようとする中で保険料率に変動が生じ混乱を招くため、県が毎年示す保険料率をもって各市町が調整していくこととなります。</p>
委員	<p>認知症の新しい薬ができ、値段は非常に高額なものです。</p> <p>宍粟市の保険給付費は31億円規模で、高額な薬が開発されるだけで負担は変わっていく。</p>
事務局	<p>高額な薬が開発されると医療費は上昇し、県内の医療費も更に上昇することになり、これを負担するには保険料率を高く設定する必要があるかもしれません。</p>
委員	<p>過去にC型肝炎の高額な薬が使用されたことにより赤字となった経緯があります。</p>
委員	<p>1か月で車1台ぐらいの金額であるため、多数使用されると1億円程度になります。</p>
事務局	<p>自己負担額には上限がありますので、残りを市が負担することになります。</p>

委員	資料にある一人当たりの医療費は、10年間で10万円増加しています。
委員	賦課限度額も見直されているが、令和9年度に110万円程度になれば県内で合わせないといけないのか。
事務局	これは地方税法の改正です。
事務局	全県的に合わせないといけません。
委員	神戸市も宍粟市も同じですか。
事務局	全国です。
委員	宍粟市の上限は平均より上ですか下ですか。
事務局	宍粟市の限度額は上限額です。他市町では限度額に達していないところがありました。ロードマップや運営方針に基づいて、県下市町は上限額に移行することになっています。
事務局	一番高い世帯が106万円納めていただくこととなります。
事務局	宍粟市の所得は、県下で常に上位に入っていますので、上限としなければ中間層や低所得者の方に負担がかかりますので上限額としています。
委員	今高いのであれば、大きな差はないかもしれない。
委員	宍粟市が合併したときの経緯は、所得割が一番高い町に合わせたという事情があります。
委員	コロナ禍が理由であればこれほど高くないと思いましたが、宍粟市特有の事情があったのなら、令和9年も影響があるかもしれません。
議長	他にご意見はありませんか。 意見がないようですので、今回の諮問について適正と認め承することとしてよろしいですか。 《異議なし》
議長	異議なしと認めます。後日市長あて答申書を提出しますが、答申書の内容については会長と副会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。 《委員了承》
議長	それでは副会長と共に答申書の内容について調整させていただき、市長あて答申書を提出させていただきます。委員の皆様には答申書の写しを後日送付させていただきます。

議長	<p>(9. 報告事項)</p> <p>それでは次第9、報告事項に入ります。</p> <p>(1)特定健康診査・特定保健指導の実施状況についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(1)特定健康診査・特定保健指導の実施状況について説明</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。</p> <p>ご意見ご質問はございませんか。 《意見等なし》</p>
議長	<p>(10. その他)</p> <p>次第10、その他に入ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>当日配付資料、産前産後の国民健康保険税の軽減について説明。</p>
事務局	<p>国保運営協議会の開催月の変更について提案。</p>
議長	<p>ご意見ご質問ございませんか。 《意見等なし》</p>
議長	<p>ないようですので、以上で本日の議題は全て終わりました。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の会議を閉会させていただきます。</p> <p>皆様ありがとうございました。事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、慎重にご審議いただきありがとうございました。</p> <p>次回の協議会につきましては、事務局から連絡させていただきますので、ご出席をお願いいたします。</p> <p>これで第47回宍粟市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>